特集Ⅱ

新リース会計基準による影響の検討

公認会計士・税理士：曽我部 舞

目次

1　はじめに……42
2　リースに係る基礎知識……43
（1）　リースの概要……43
（2）　ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの定義……44
3　新リース会計基準等の概要……45
（1）　新たに設けられたリースの識別の判断……45
（2）　借手の処理……46
（3）　貸手の処理……48
4　中小企業の会計処理への影響……49
（1）　中小企業に適用される会計基準と新リース会計基準による影響……49
（2）　中小企業におけるリースの会計処理……50
5　法人税法上の取扱い……50
（1）　借手の処理……50
（2）　貸手の処理……51
6　消費税法上の取扱い……52
（1）　借手の処理……52
（2）　貸手の処理……52
7　相続税法上の取扱い（取引相場のない株式の評価に与える影響）……53
（1）　取引相場のない株式の評価の概要……53
（2）　類似業種比準価額への影響……53
（3）　純資産価額への影響……55
（4）　株式等保有特定会社及び土地保有特定会社の判定への影響……59
8　おわりに……59

1　はじめに

2024年９月に、企業会計基準委員会（ASBJ）は、国際的なリースの会計基準との整合性を図ることを目的として、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下「新リース会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「新リース適用指針」という。また、「新リース会計基準」と「新リース適用指針」を合わせて、「新リース会計基準等」という。）を公表した。2027年４月１日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から強制適用

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

される*1。

新リース会計基準では、借手の会計処理が大きく変更される。例えば、借手のオペレーティング・リースについて、現行リース会計基準*2では賃貸借処理（オフバランス）*3とされてきたが、新リース会計基準では売買処理（オンバランス）*4が求められる。これにより、店舗、事業所や倉庫などを賃借しているような会社等は、オンバランスにより資産や負債が膨らみ、ROA（総資産利益率）やROIC（投下資本利益率）が低下する他、会計処理のための工数も増える。貸手の会計処理は、基本的には現行リース会計基準を踏襲しているが、売上高と売上原価を延払処理する第２法が廃止される等、一部変更されている。

新リース会計基準の適用対象は、上場企業など金融商品取引法の適用を受ける企業グループ各社と、会社法上の大会社など会計監査人を設置する企業で、いわゆる監査法人等の会計監査を受ける企業であり、中小企業の多くは適用対象外である。

税務については、新リース会計基準の公表を受けて、法人税の処理も会計処理と一致させるように変更する可能性が考えられることから、新リース会計基準の公表以後、同基準を踏まえた税務上の対応が注目されていた。しかし、2024年12月に公表された令和７年度税制改正大綱では、借手の税務上の取扱いは従来と大きな変更がなく、会計処理に拘わらず、オペレーティング・リースについては現行の賃貸借処理を継続する旨が示された。そのため、新リース会計基準の適用対象となる上場会社等は、会計上はオペレーティング・リースを売買処理していることから、会計と税務の差異が生じることとなる。

一方、新リース会計基準の適用対象ではない中小企業は、会計上も法人税法上も取扱いが変わらないことから、特段影響がないようにも見える。ただし、中小企業は、事業承継の場面では自社株式の相続税法上の株価を算定することになるが、当該株価の算定方法への影響は明らかになっていない。特に、リース資産については、相続税法上は明確な評価方法が定まっておらず、従来より論点の一つになっていたことから、今回の新リース会計基準等の改正によりどのような影響があるか検討する必要がある。

そこで、本稿では、新リース会計基準の公表による会計及び税務上の取扱いを確認した上で、相続税法（財産評価基本通達）における取引相場のない株式の評価に与える影響を検討する。

２　リースに係る基礎知識

⑴　リースの概要

リースとは英語で「賃貸借」の意味であるが、日本では一般的には、リース会社が企業に対して機械や設備を長期間賃貸する

*1　2025年４月１日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用をすることができ、経過措置も定められている（新リース会計基準58、新リース適用指針113 ～ 137）。
*2　企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」をいい、これらは新リース会計基準等の公表にともない適用は終了となる。
*3　賃貸借処理とは、賃借対照表に資産及び負債は計上せず（オフバランス）、支払ったリース料を損益計算書の費用科目として計上する方法である。
*4　売買処理とは、貸借対照表に資産（使用権資産）及び負債（リース負債）を計上し（オンバランス）、リース期間にわたって、使用権資産に係る減価償却費を計上し、リース負債に係る利息相当額を原則利息法で配分する方法である。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

という意味で使われている。リースは、パソコンなどの情報通信機器・事務用機器をはじめ、産業・工作・土木建築機械、輸送用機器、商業及びサービス業用機器など幅広く活用されている。公益社団法人リース事業協会のデータによると、借手についてリース取扱高全体の50%超を中小企業が占めており、設備投資方法としてのリースの重要性が、多くの中小企業において増していることが窺える[*5]。

⑵　ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの定義

リースは会計上、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類される。

ファイナンス・リースは、「ノンキャンセラブル（中途解約禁止）」と「フルペイアウト（全額回収）」の２つの条件を満たす取引をいう。ノンキャンセラブルとは、契約期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースである。フルペイアウトとは、借手が、原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう（新リース会計基準11、新リース適用指針59）。さらに、ファイナンス・リースは、契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるもの（所有権移転ファイナンス・リース取引[*6]）と、それ以外の取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引）に分類される（新リース会計基準12、13、44）。なお、法人税法上のリース取引は、ノンキャンセラブルかつフルペイアウトのリース（法法64の２③）であり、会計上のファイナンス・リースと同義である。

オペレーティング・リースは、ファイナンス・リースに該当しないリース取引をいい（新リース会計基準14）、広い意味では、賃貸期間が比較的短期で中途解約可能な取引であるレンタルもオペレーティング・リースに含まれる。オペレーティング・リースは、通常、リース業者が、自動車、コンピューター、建設機械等の稼働率の高い汎用機種の不特定多数を対象に賃貸する取引であり、随時あるいは一定の予告期間をおいて解約できるか、リース期間が拘束される場合であっても、経済的耐用年数に比べてかなり短く設定されている取引である[*7]。

リースは、契約上は賃貸借の法形式を採用しているため、リース物件の所有権は貸手に帰属するが、一部の取引についてはその経済的実態に着目して、会計又は税務上、

---

*5　公益社団法人リース事業協会HP
https://www.leasing.or.jp/tokusetu201802/
参照

*6　所有権移転ファイナンス・リースは、⑴契約上、契約期間終了後又は契約期間の中途で、原資産の所有権が借手に移転することとされているリース（所有権移転条項付リース）、⑵契約上、借手に割安購入選択権が与えられており、その行使が確実に予想されるリース（割安購入選択権条項付リース）、⑶借手の用途等に合わせて特別の仕様により製作又は建設されたものであって、貸手が第三者に再びリース又は売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース（特別仕様のリース）をいう（新リース適用指針70）。

*7　前野 康史「ファイナンス・リース取引が行われた場合の相続税の課税関係」（税務大学校論叢）
https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/69/05/index.htm
419頁

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

リース物件の売買があったものとする処理が採用されている。**図表１**は、会計及び法人税法上のリース取引の処理についてまとめたものであるが、以下ではそれぞれの取扱いを見ていくこととする。

図表１　リース取引の会計上及び法人税法上の取扱いのまとめ

			現行リース会計基準（企業会計基準第13号）	新リース会計基準（企業会計基準第34号）	中小企業会計（※1）	法人税法上の取扱い
借手	ファイナンス・リース	所有権移転	売買処理（※2）（オンバランス）	売買処理（※2）（オンバランス）	売買処理（オンバランス）	売買処理
		所有権移転外			賃貸借処理適用可（オフバランス）	
	オペレーティング・リース		賃貸借処理（オフバランス）	売買処理（※2）（オンバランス）	賃貸借処理（オフバランス）	賃貸借処理
貸手	ファイナンス・リース		売買処理（※3、※4）	売買処理（※3、※4）	売買処理（同右）	①売買処理 ~~②通常の延払基準（廃止）~~ ~~③リース譲渡に係る延払基準（廃止）~~ ~~④リース譲渡に係る収益および費用の計上方法の特例（廃止）~~ →延払基準（②～④）は令和7年度税制改正により廃止（経過措置あり）
			（第1法）リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法	（1）製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース：第1法を踏襲 （3）事業の一環以外で行うリースの会計処理は（1）の方法に準ずる（損益表示は純額）		
			（第2法）リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法	廃止		
			（第3法）売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法	（2）製造又は販売以外を事業とする貸手（例：リース会社）が当該事業の一環で行うリース：第3法を踏襲		
	オペレーティング・リース		賃貸借処理	賃貸借処理	賃貸借処理	賃貸借処理

※1：「中小企業の会計に関する指針」又は「中小企業の会計に関する基本要領」を適用している中小企業の会計処理
※2：少額リース及び短期リースは、賃貸借処理可能
※3：所有権移転リースと所有権移転外リースに該当する場合では、リースの認識により計上される資産の勘定科目名（所有権移転リースの場合は「リース債権」、所有権移転外リースの場合は「リース投資資産」）、割安購入選択権がある場合の取り扱いが異なるが、基本となる会計処理は同じである。
※4：利息相当額は原則として利息法により配分するが、重要性が乏しい場合は簡便的な処理が認められている（リースを主たる事業としている企業は不可）。

（出所）野村資産承継研究所が作成

3　新リース会計基準等の概要

(1)　新たに設けられたリースの識別の判断

新リース会計基準では、「リースの識別」が新たに設けられ、契約締結時に、契約にリースが含まれるかどうかを「リースの定義」[*8]に基づき判断することを求めている[*9]（新リース会計基準25）。リースの識別は、借手と貸手の双方に適用される。契約書に「リース」と記載が無い契約であっ

[*8] 新リース会計基準では、リースとは「原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部分」（新リース会計基準６）と定義しているが、このリースの定義は、IFRS第16号との整合性を図ったものであり、現行リース会計基準の資産の賃貸借を基本とする定義と異なり、「使用権の移転」が強調されている。

[*9] 具体的には、⑴借手が特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有していること、⑵借手が特定された資産の使用を指図する権利を有していること等を考慮して、その契約にリースが含まれているかどうかを識別する（新リース適用指針５）。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

ても、実態として自社の資産のように使用できるものであれば、リースに該当することとなる。これまでリース取引と捉えていなかった契約についても、リースが含まれると判断される可能性があることから、契約を網羅的に把握し、契約内容を確認する必要がある。また、対象となるリース取引を認識するための業務プロセスやシステムへの影響も大きいと考えられ、早期に検討を進めることが必要になると考えられる。

リースの識別によりリースを含むと判断された契約については、「リースを構成する部分」と「リースを構成しない部分」（サービス部分）に区分して会計処理を行う（新リース会計基準28）。

⑵　借手の処理

イ　原則的な取扱い

新リース会計基準では、借手の会計処理について、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分を廃止し、すべてのリースに売買処理を適用し、貸借対照表に使用権資産及びリース負債を計上することとしている（新リース会計基準33）。現行のリース会計基準では賃貸借処理としてオフバランスとなっていたオペレーティング・リースについても、新リース会計基準ではオンバランスをする必要がある。借手と貸手の会計処理に対称性は求められず、借手が原則としてすべてのリースをオンバランスする一方、貸手のオペレーティング・リースは賃貸借処理を継続することから、オペレーティング・リースに関しては、借手と貸手共にリース取引に係る資産及び負債がオンバランスされることとなる。連結財務諸表を作成している場合は、連結グループ内でのリース取引について、連結決算における相殺消去に影響があると考えられる。

オンバランスされた使用権資産は減価償却費により費用配分を行い（新リース会計基準37、38）、リース負債はその負債に係る利息相当額を原則として利息法により配分する（新リース会計基準36）[*10]。

ロ　リース期間の決定方法の見直し

使用権資産とリース負債は、借手のリース期間におけるリース料を基礎として現在価値により算定するが、この借手のリース期間の決定方法についても変更がある。現行リース会計基準では、解約不能期間に基づき決定するが、新リース会計基準では、解約不能期間に加えて、借手が行使することが合理的に確実であるリース契約の延長又は解約オプションを含めて判断することとなる（新リース会計基準15、31、新リース適用指針17）。「合理的に確実」は蓋然性が相当程度高いことを示しているが（新リース適用指針BC29）、延長又は解約オプションの行使可能性の見積りは判断を伴うことから、企業ごとの状況を踏まえた慎重な検討が必要である。

その他、新リース会計基準では、リースの契約条件の変更時の会計処理が新たに定められるなどの変更が行われている（新リース会計基準39～42等）。

ハ　財務諸表への影響

使用権資産とリース負債のオンバランスにより、貸借対照表の資産と負債が増加す

[*10] 使用権資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、現行リース基準で認められている簡便的な取扱い（総額法又は利息定額法）を適用することができる（新リース適用指針40）。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

るだけではなく、損益計算書やキャッシュ・フロー計算書にも影響があり、それに伴い経営指標への影響も生じる。

貸借対照表への影響としては、使用権資産とリース負債が計上されることから、ROA（総資産利益率）やROIC（投下資本利益率）が低下し、経営効率が悪化したと判断される可能性がある。また、従来よりも負債が増えるため自己資本比率も低下し、数値によっては借入金に依存した経営を行っているというイメージがつき、株主が将来的な資金繰りの不安や経営の不安定さを懸念する可能性がある。また、新リース会計基準の適用により、リース負債が多額に計上され、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上となった場合、現行の会社法を前提とすると、大会社に該当して会社法監査の対象となる可能性がある点に留意が必要である[*11]（会社法２条六、328）。

一方、現行リース会計基準では、リース料や賃借料は販売費や一般管理費として処理されていたが、新リース会計基準ではその一部が営業外費用の支払利息に振り替えられるため、一般的に営業利益や営業キャッシュ・フローが好転する。さらにEBITDA（利払前・税引前・減価償却前利益）の計算においては、マイナスの影響を及ぼすリース料や賃借料を、支払利息と減価償却に振り替えることができるため、EBITDAの上昇にもつながる。その結果、自社の企業としての収益力に関する評価が高くなると考えられる。

図表２　オペレーティング・リースの借手の会計処理変更による財務諸表への影響

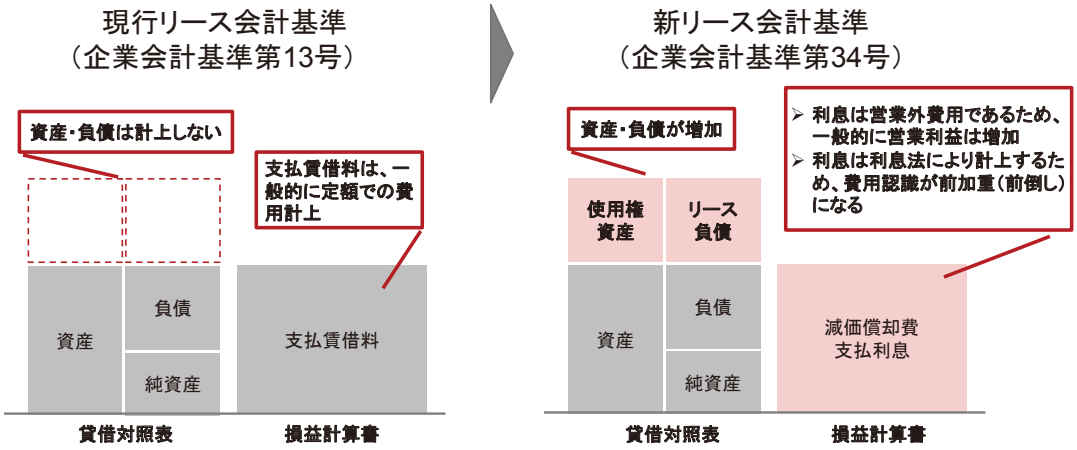

（出所）　EY新日本有限責任監査法人「新リース会計基準の概要の解説」（情報センサー 2024年12月会計情報レポート）に掲載の図を参考に野村資産承継研究所が作成
https://www.ey.com/ja_jp/technical/library/info-sensor/2024/info-sensor-2024－12－01

*11　この点、企業会計基準委員会「企業会計基準委員会議事」においては、リース負債の計上による会社法上の大会社の判定への影響を懸念する意見が挙げられていたが、「大会社に対してのみ個別財務諸表上の特別の手当を設けることは難しい」とし、「重要性に関する定め等により可能な範囲で採り得る方策を検討するほかないと考える。」としている（企業会計基準委員会議事
https://www.asb-j.jp/jp/project/proceedings/y2024/2024-0716.html
の2024年７月16日㈫の審議資料（審議(4)-3-1単体財務諸表への適用）参照）

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

二　短期リース及び少額リースに関する簡便的な取扱い

短期リース及び少額リースについては、使用権資産及びリース負債を計上せず（オフバランス）、借手のリース料を借手のリース期間にわたって、原則として定額法により費用として計上する簡便的な取扱いが認められている（新リース適用指針20、22）。

短期リースは、現行リース会計基準同様、借手のリース期間が12ヵ月以内であり、購入オプションを含まないリースが該当する（新リース適用指針４(2)）。短期リースを判定するリース期間の考え方は前述**ロ**のとおり変更されており、現行リース会計基準では、解約不能期間に基づきリース期間を決定するが、新リース会計基準では、解約不能期間に加えて、借手が行使することが合理的に確実である延長又は解約オプション期間を考慮した借手のリース期間に基づいて判定する。そのため、新リース会計基準のリース期間は、現行リース会計基準のリース期間よりも長くなる可能性があり、現行リース基準では短期リースに該当したとしても、新リース基準では該当しない可能性がある点に注意が必要である。

少額リースは、現行リース会計基準同様、重要性の乏しいリースで、かつ、リース契約１件当たりの金額に重要性が乏しいリース（借手のリース料が300万円以下のリース（新リース適用指針22項(2)①、BC43）が該当する[*12]。なお、リース契約１件当たりの金額の算定の基礎となる対象期間は、原則として、借手のリース期間とする。しかし、前述**ロ**のとおり、延長又は解約オプション期間を考慮した借手のリース期間により判定した場合は、リース期間が長期となる結果、300万円を超えてしまう契約もあると考えられる。そこで実務負担への配慮から、借手のリース期間に代えて、契約に定められた期間によって判定することを認める例外規定が設けられた（新リース適用指針23）。

(3)　貸手の処理

貸手の会計処理は、基本的には現行リース会計基準を踏襲しているが、売上高と売上原価を延払処理する第２法が廃止される等、具体的な会計処理の一部が変更されている。

まず、現行リース会計基準を踏襲して、ファイナンス・リースについては通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行い、オペレーティング・リースについては通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う点には変更がない[*13]（新リース会計基準45、48、新リース適用指針BC98）。

一方で、ファイナンス・リースの具体的な会計処理方法は、**図表３**のように変更された（新リース適用指針71、72、78、BC112～117）。

---

*12　その他、新品時の原資産の価値が少額であるリース（新品時に５千米ドル以下程度）も少額リースに該当する（新リース適用指針22(2)②、BC45）。

*13　なお、貸手のファイナンス・リースは、所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースに分類されるが（新リース会計基準44）、所有権移転リースと所有権移転外リースに該当する場合では、リース認識により計上される資産の勘定科目名（所有権移転リースの場合は「リース債権」、所有権移転外リースの場合は「リース投資資産」）、割安購入選択権がある場合の取扱いが異なるが、基本となる会計処理は同じである。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

図表３　貸手の会計処理方法の変更点

	現行リース会計基準における処理	新リース会計基準における処理
ファイナンス・リース	売買処理（現行リース会計基準13）	売買処理（新リース会計基準45）
	（第１法）リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法（現行リース適用指針51(1)）	(1)　製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリースについては、現行リース会計基準の第１法を踏襲[*14]（新リース適用指針71(1)、BC114） (3)　事業の一環以外で行うリースの会計処理は(1)の方法に準ずる（新リース適用指針72(1)、BC116）
	（第２法）リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（現行リース適用指針51(2)）	今回の改正により廃止（新リース適用指針BC117）
	（第３法）売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法（現行リース適用指針51(3)）	(2)　製造又は販売以外を事業とする貸手（例：リース会社）が当該事業の一環で行うリースについては、現行リース会計基準の第３法を踏襲（新リース適用指針71(2)、BC115）
オペレーティング・リース	賃貸借処理（現行リース会計基準15）	賃貸借処理（新リース会計基準48）

（出所）　現行リース会計基準、現行リース適用指針、新リース会計基準及び新リース適用指針より野村資産承継研究所が作成

現行リース会計基準では、第１法～第３法の３つの会計処理方法が定められているが、新リース会計基準等では、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」との整合性を図るために、第２法（リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法）が廃止される（新リース適用指針BC117）。

現行リース会計基準において第２法を適用しているリース会社は、新リース会計基準においては「(2)製造又は販売以外を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」の会計処理（現行リース会計基準の第３法と同様の会計処理）を適用することとなる。ほんとんどのリース会社が現行リース会計基準の第２法の会計処理を適用していることを踏まえると、ファイナンス・リースに係る収益や会計実務・会計システムへの影響は大きいと考えられる[*15]。

4　中小企業の会計処理への影響

(1)　中小企業に適用される会計基準と新リース会計基準による影響

中小企業（金融商品取引法の適用対象会社又は会社法上の会計監査人設置会社を除く会社）は、会計処理について、新リース会計基準を含む「一般に公正妥当な企業会計基準」を適用しないで、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）又は「中小企業の会計に関する

*14　ただし、売上高と売上原価の差額（販売益相当額）が貸手のリース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、原資産の帳簿価額をもって売上高及び売上原価とし、販売益相当額を利息相当額に含めて処理することができる（新リース適用指針71(1)①）。

*15　公益社団法人リース事業協会「新リース会計基準について(1)」（月刊リース2024年11月号掲載）11頁参照

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

基本要領」（以下「中小会計要領」という。）を適用することができる[*16]。

本稿執筆段階では、新リース会計基準公表による中小会計指針及び中小会計要領の会計処理の変更はない[*17]。中小会計指針と中小会計要領の具体的な内容は、次の(2)で解説する。

(2) 中小企業におけるリースの会計処理

イ 借手の処理

中小会計指針では、ファイナンス・リースの借手は売買処理を原則的な取扱いとしているが、所有権移転外ファイナンス・リース取引に関しては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるとしている（中小会計指針75－3(1)）。また、中小会計要領では、賃貸借処理又は売買処理を原則的な取扱いとしている（中小会計要領10）[*18]。そのため、中小企業のほとんどのリース取引については、使用権資産及びリース負債を貸借対照表に計上しないで（オフバランス）、支払リース料を費用として処理する賃貸借処理を適用していると考えられる。

一方、オペレーティング・リースについての取扱いは記載されていないが、中小会計指針では、「本指針に記載のない項目の会計処理を行うに当たっては、『本指針の作成に当たっての方針』に示された考え方に基づくことが求められる」としており、その「本指針の作成に当たっての方針」では、一般的な中小企業の実務においては、法人税法で定める処理が容認されるケースが多いと考えられると記載されている[*19]。

実務においては、中小企業は、法人税法の取扱いに沿って会計処理を行っているケースが多いと考えられることから、詳細は後述の法人税法上の取扱いを参照いただきたい。

ロ 貸手の処理

中小会計指針又は中小会計要領には、貸手の処理の定めもないことから、詳細は次の5(2)の法人税法上の取扱いを参照いただきたい。

5 法人税法上の取扱い

(1) 借手の処理

イ ファイナンス・リース（法人税法上のリース取引）

法人税法上のリース取引（会計上のファ

[*16] 中小企業が財務情報を活用して自社の経営力や資金調達力を強化することができるよう定められた会計ルールであり、中小企業の実務に配慮して、導入に関する事務負担を軽減できる内容になっている。中小会計指針は、中小会計要領にはない税効果会計、組織再編の会計、資産除去債務についての規定があり、会計参与設置会社では拠ることが適当とされている。一方、中小会計要領は、中小会計指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されたものである。詳細は日本税理士会連合会が公表しているリーフレット「会計ルールを経営に活かす」
https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/2017/07/41affaa02e9c8630c6cb31b03c7ab5cf.pdf
参照

[*17] 中小企業要領では、「安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けない」と定めている（中小企業要領のⅠ.総論の「6．国際会計基準との関係」を参照）。

[*18] 中小会計要領では明記されていないが、対象となるリースは、所有権移転外ファイナンス・リースであると考えられる（公益社団法人リース事業協会HP
https://www.leasing.or.jp/information/chusyo.html
参照）。

[*19] 中小企業指針の「本指針の作成にあたっての方針」及び「本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項」参照。中小企業要領においても、同様の定めがある（中小企業要領のⅠ.総論の「5．各論で示していない会計処理等の取扱い」を参照）。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

イナンス・リースに該当）の借手の処理については、令和７年度税制改正による影響はない。すなわち、リース資産の賃貸人から賃借人への引渡しの時に当該リース資産の売買があったものとして所得金額の計算をする（法法64の２①）。取得した資産は、所有権移転リース取引（会計上の所有権移転ファイナンス・リースに該当）については自己所有の減価償却資産に適用する通常の償却方法で償却計算を行い（法令48の２①一～五）、所有権移転外リース取引（会計上の所有権移転外ファイナンス・リースに該当）についてはリース期間定額法により償却計算を行う（法令48の２①六）。

この点、前述のとおり、中小企業は、会計上は所有権移転外ファイナンス・リースについては賃貸借処理が認められていることから、会計と税務の差異が生じるようにも見受けられる。ただし、リース料を賃借料として損金経理した場合に償却費とみなして損金算入する規定が設けられており（法令131の２③）、支払リース料の額が毎月定額で、リース期間定額法により計算される償却限度額と同額となるような契約においては、賃借人が、会計上は賃貸借処理したとしても、税務上は特段の申告調整は不要となる。また、「償却費として損金経理をした金額に含まれるものとされる金額」は、確定申告書における明細書の記載から除外されている（法令63①括弧書き）。そのため、法人税法上は、実質的には、賃貸借取引としての取扱いと同じ結果となる。

ただし、リース期間中にリース料が変動する等のリース料が不均等払いの契約については、償却限度額と月額リース料が不一致となるため、この差額につき申告調整が必要になる。

ロ　オペレーティング・リース

令和７年度税制改正では、オペレーティング・リースの借手の法人税処理については、現行の賃貸借処理を維持することとされた。政府が2025年２月４日に通常国会に提出した所得税法等の一部改正法案（以下「改正法案」という。）では、法人が資産の賃貸借でリース取引以外のもの（オペレーティング・リース取引）に係る各事業年度での損金算入額について、損金経理の有無にかかわらず、あくまで「債務の確定した部分の金額」のみが対象とされた（法法（案）53）。そのため、新リース会計基準に従ってオペレーティング・リースを売買処理した場合は、税務調整が必要となる。

⑵　貸手の処理

イ　ファイナンス・リース（法人税法上のリース取引）

前述のとおり、法人税法上のリース取引（ファイナンス・リース）は、リース資産の賃貸人から賃借人への引渡しの時に当該リース資産の売買があったものとして所得金額の計算をする（法法64の２①）。

現行基準では、下記のいずれかの方法でリース譲渡に係る収益及び費用の額を計上することが認められている（法法64の２①、法法63①、法令124、法基通２－４－２）。しかし、令和７年度税制改正では、新リース会計基準において現行の第２法（リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法）が廃止されることに伴い、リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（法法63、下記②～④に該当）を廃止することとなる（所得税及び消費税も同様）。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

① リース譲渡の日の属する事業年度においてリース譲渡に係る収益及び費用の額を計上する方法（原則的な方法、法法64の２①）
② 通常の延払基準の方法（法令124①一）
③ リース譲渡に係る延払基準の方法（法令124①二）
④ リース譲渡に係る収益及び費用の計上方法の特例（法令124④）

改正後は、リース資産の引渡し時に譲渡損益を一括で計上することとなる（一定の経過措置あり（改正法（案）附則17））。ただし、利息相当額のみを延払基準により益金算入等する方法が認められる[*20]。

リース会社等のファイナンス・リースの貸手は、譲渡損益について延払基準を適用していた場合は、今回の改正により従来よりも益金の認識時期が早くなり、実際に代金が入金されるよりも前の段階で課税が生じることとなるケースもあると考えられる。一方、リース会計基準の第３法を適用しているような会社（リース会社等）は、引き続き利息相当額を延払基準により益金算入等することができ、改正による影響はないと考えられる。

ロ　オペレーティング・リース

オペレーティング・リースの貸手の処理には特段変更はなく、資産の賃貸に係る賃貸料収入については、契約において支払日が決められている場合、前受けに係る額を除き、その支払日の属する事業年度の収益に計上する（法法22②④、法基通２－１－29）。

６　消費税法上の取扱い

⑴　借手の処理

イ　ファイナンス・リース（法人税法上のリース取引）

借手は、ファイナンス・リースにつき、原則として、リース譲渡の行われた日の属する課税期間に、課税仕入れの一括控除を行う（消法30①、消基通11－３－２）。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引で、会計上、賃貸借処理によりリース料を計上する場合、リース料計上日の属する課税期間に課税仕入れの分割控除をすることができる[*21]。

ロ　オペレーティング・リース

オペレーティング・リースは資産の賃貸借として取り扱われ、そのリース料を支払うべき課税期間の課税仕入れとして、支払いの都度分割して控除する（消法30①）。新リース会計基準による取扱いの変更はないため、新リース会計基準により売買処理をした場合であっても、消費税は分割控除を行うこととなる。

⑵　貸手の処理

イ　ファイナンス・リース（法人税法上のリース取引）

貸手は、ファイナンス・リースにつき、原則として、リース譲渡を行った日の属する課税期間に課税売上げを計上する（消法４）。

なお、令和７年度税制改正では、法人税法の延払処理の廃止に伴い、延払基準により資産の譲渡等の対価の額を計上できる

*20 税務通信3837号「新リース　貸手の法人税・消費税の延払基準特例が廃止」参照
*21 国税庁質疑応答事例・消費税「所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃借人が賃貸借処理した場合の取扱い」

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例（消法16）」が廃止される（一定の経過措置あり、改正法（案）附則22）。

ロ　オペレーティング・リース

オペレーティング・リースは資産の貸付けとして取り扱われ、リース料収入に応じて課税売上げを計上する（消法４）。

7　相続税法上の取扱い（取引相場のない株式の評価に与える影響）

(1)　取引相場のない株式の評価の概要

贈与や相続により株式を取得した株主は、相続税法に従い、贈与税や相続税が課される。ここで、相続税法22条に定める「時価」の解釈・適用については、当該「時価」の解釈が困難であることもあって、国税庁が定める財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）等の多くの通達に沿って対応しているところである。中小企業のような非上場企業の株式は、通常、「取引相場のない株式」に区分されるが、取引相場のない株式の価額は、「同族株主以外の株主等」に該当するか否かによって、基本的に、原則的評価方式（類似業種比準方式若しくは純資産価額方式又はそれらの折衷方式）又は特例的評価方式（配当還元方式）によって評価する（評価通達179、188、188－２等）。

なお、株式等の保有割合が高い会社（株式等保有特定会社）や土地の保有割合が高い会社（土地保有特定会社）は、特定の評価会社と判定され、類似業種比準価額を用いることができず、原則として純資産価額により評価する[*22]（評価通達189、189－３、189－４）。

以下では、新リース会計基準等の公表及びこれに対応する令和７年度税制改正の内容を踏まえて、これらの評価方式に与える影響について検討する。

(2)　類似業種比準価額への影響

イ　評価会社の配当金等への影響

類似業種比準価額とは、評価会社の株式と事業内容が類似している上場会社の株式の価額を参考にし、評価対象の非上場会社の１株あたりの評価額を決定する評価方式により算定する評価額であり、**図表４**の計算式を用いて算定する（評価通達180）。

図表４　類似業種比準価額の計算式

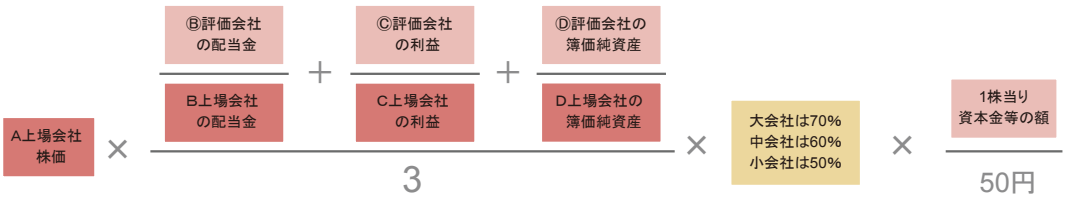

（出所）　財産評価基本通達180より野村資産承継研究所が作成

図表４の計算式のうち、新リース会計基準による影響の可能性があるのは、「Ⓒ評価会社の利益」と「Ⓓ評価会社の簿価純資産」であると考えられる。また、「Ⓒ評価

[*22] 株式等保有特定会社は、原則として純資産価額方式により評価するが、「Ｓ１＋Ｓ２方式」を選択することも可能である。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

会社の利益」は、法人税の課税所得金額を用いる（評価通達183(2)）。「Ⓓ評価会社の簿価純資産」は、資本金等の額（法人税申告書別表五㈠の「差引翌期首現在資本金等の額」の「差引合計額」欄の金額）及び利益積立金額（法人税申告書別表五㈠の「差引翌期首現在利益積立金額」の「差引合計額」欄の金額）の合計額となる[*23]（評価通達183(3)）。このため、類似業種比準価額の算定に用いる数値は法人税法上の課税所得や簿価純資産の価額となる。

オペレーティング・リースの借手は、会計上は売買処理によりオンバランスしたとしても、法人税法上は売買処理が認められず賃貸借処理とする必要があり、税務調整をする必要がある。そのため、税務調整をしている場合は、類似業種比準価額の算定に用いる法人税法上の数値は賃貸借処理をした数値（オフバランス後の数値）となることから、新リース会計基準等による影響はないと考えられる。

ロ　標本会社である上場会社の配当金等への影響

図表４の計算式における１株当たりの「Ｂ上場会社の配当金」、「Ｃ上場会社の利益」及び「Ｄ上場会社の簿価純資産」の金額は、標本会社である上場会社の財務諸表（連結財務諸表を作成している標本会社にあっては、連結財務諸表）に基づいて算定されている（評価通達183－２）。このため、標本会社である１株当たりの上場会社の利益等の金額は、評価会社とは異なり、会計上の数値を用いるため、新リース会計基準の適用による影響を確認する必要がある。

今回の新リース会計基準を適用する場合は、前述３(2)ハのとおり、借手のオペレーティング・リースについて、使用権資産とリース負債が新たに計上される。使用権資産は、リース負債に付随費用や除去費用などを加算し、受け取ったリース・インセンティブ（貸手が負担した移転費用等）を減算して算定するが（新リース会計基準33）、使用権資産とリース負債は概ね同額になると想定されることから、純資産価額への影響はほとんどないことになろう。

一方、利益については、これまで支払賃借料として計上されていたものが、減価償却費と支払利息として計上されることとなる。支払賃借料は一般的にリース期間にわたって定額での費用計上であったが、利息は原則として利息法により計上する。そのため、費用認識が前加重となり、リース期間後期にわたって費用が減少することとなるが、リース期間の費用の総額は概ね同じである。そのため、リース期間の前半か後半かによって、利益に与える影響は変わることになるが、その影響度は、それぞれの標本会社の営業活動やリースの利用状況などによってまちまちになろうが、Ｃの金額は、上場会社の規模の大きさや他の上場会社との平均額によっているので（注）、さほど大きな影響は生じてこないように思われる。

㈱　令和６年分業種目別株価通達に関する標本会社数で、１桁台の会社数であったのは、№008（電気通信・信号装置工事業）の７社と№106（生活関連サービス業）の９社であった。

*23　国税庁が公表している「取引相場のない株式（出資）の評価明細書の記載方法等」の第３表３(1)及び第４表２(6)参照

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

⑶　純資産価額への影響

純資産価額は、評価会社の各資産を原則として評価通達の定めにより評価した価額（相続税評価額）により評価し、その評価した資産の価額の合計額から負債や評価差額に対する法人税額等相当額を差し引いた残りの金額により評価する方法である（評価通達185）。評価差額に対する法人税額等相当額は、総資産の相続税評価額から帳簿価額（課税時期における税務計算上の帳簿価額）を差し引いた金額に37％を乗じて計算した金額とする（評価通達186－２）。

図表５　純資産価額の計算イメージ
評価会社の資産･負債

（出所）　財産評価基本通達185より野村資産承継研究所が作成

以下では、借手と貸手の双方について、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの純資産価額の計算上の取扱いについて検討する。

イ　借手の評価上の取扱い

㈠　ファイナンス・リースの相続税評価上の問題点

新リース会計基準の公表により、ファイナンス・リースの借手の会計又は税務上の処理に大きな変更はないことから、純資産価額の評価についても特段影響はないと考えられる。

ただし、新リース会計基準の公表による影響ではないが、純資産価額の算定の際のファイナンス・リースの評価の要否については従来より論点となっていることから、以下では、当該論点について検討する。

ファイナンス・リースでは、借手は、リース期間にわたってリース物件を使用する権利を有しリース料全額の支払義務を負うが、賃貸借という法形式上は、リース物件の所有権は貸手に帰属する。この点について、会計及び税務上は、法形式よりも経済的実態に着目し、リース物件の売買があったものとして処理することとしている（売買処理）。

一方、相続税法の評価上は、売買取引という経済的実態に着目した制度的対応はなされていない。特に、所有権移転外ファイナンス・リースは、法人税法上は売買処理

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

とする一方で、中小企業会計では賃貸借処理が認められているが[*24]、支払リース料が定額の場合は税務調整が不要であるため（前述 5(1)イ参照）、貸借対照表上は使用権資産及びリース負債はオンバランスになっていないことが多いと考えられる。この点、現時点では明確な評価方法が定まっているわけではなく、課税当局としても、個別事案ごとに評価を検討することとしているようである[*25]。

以下では、使用権資産とリース負債の評価について検討する。

a　使用権資産の評価

まず、資産についていえば、たとえ私法上は所有権がなくても、借手が使用権資産の使用により収益を得ていることに着目すれば、借手はリース物件の使用収益権を有していると考えられる。使用収益権は相続税法２条に定める相続又は遺贈によって取得した財産（金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものが含まれる（相基通11の２－１））であるとして、相続税の評価対象になると考えることもできる[*26]。

一方、平成20年４月22日裁決[*27]は、ファイナンス・リースの借手個人に相続が開始した場合の事例であるが、「ファイナンス・リース契約については、課税の公平性の観点から（中略）リース物件の売買があったものと法律上擬制して所得税額及び法人税額を計算することとされているところ、これらの規定は、本件契約が賃貸借契約であるという私法上の法律関係に影響を及ぼすものではなく、本件被相続人が本件物件を売買により取得したとは認められない。また、相続税は相続によって取得した財産について課されるものであるところ、本件物件が賃貸物件である以上相続財産に該当する余地はなく」と示しており、リース物件は相続税の評価対象にはならないと示している事例もある。

以上のように、使用権資産を評価するか否かについては見解が分かれており、前述のように、課税当局としても個別事案ごとに検討しているようである。

この問題は、㋑リースの使用権の価値（経済的利益）に課税上の価値、「資産」としての属性を把握するのか、あるいは、㋺リース資産に係る法的な所有権の帰属に関して、どこまで拘束されるべきかという論点に帰着すると考えられる。

私見では、新リース会計基準で新たに定められた「リースの定義」において「使用権の移転」が強調されていることから見ても、借手が有する使用収益権に「資産」としての価値を捉えて、その使用収益権を評価すべきであると考える。原資産からもたらされる経済的利益を享受している点においては、実資産を所有する場合でも、ファイナンス・リースによる場合でも同じである。それにも関わ

*24 所有権移転外ファイナンス・リースは、過去においては会計上も税務上も賃貸借処理とされていた。しかし、平成19年３月に上場企業等に適用されるリース会計基準が改正され、平成20年度４月１日以後開始事業年度より、原則として売買処理とされた。これを受け、法人税法上も、平成19年度税制改正により、平成20年４月１日以後に締結するリース契約から売買処理とされた。

*25 T&Aマスター（2011年11月28日号No428）参照

*26 前出*7 386頁、387頁、513頁、前出*25参照

*27 国税不服審判所平成20年４月22日裁決（関裁（諸）平19第39号、TAINS F0－３－225）

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

らず、ファイナンス・リースの場合は資産が評価されないとなれば、公平な課税とはいえないのではないかと思われる。

この点、配偶者居住権の取扱いを検討する。配偶者居住権は民法1028条に規定されている「居住建物」の全部を無償で使用・収益できる権利である。そして、相続税法23条の２第１項に、相続税の課税対象となることを前提として、その法定評価規定が設けられている。一方、いわゆる「敷地利用権」（配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地を配偶者居住権に基づき使用する権利）については、民法には、そのような権利に関する規定がないにもかかわらず、権利（財産）としての属性を認識して、相続税法23条の２第３項に評価規定が設けられている。

このことからすれば、借主はリース物件の所有権を有していないとしても、リース契約という債権・債務関係に基づくリース資産を使用する権利（リース使用権）に着目して、相続税の評価対象とすることも可能ではないかと考える。

b　リース負債の評価

リース負債は、リース期間にわたり支払うことが予定されているものであり、ファイナンス・リースでは中途解約をした場合はリース債務残高相当額の違約金を支払う（ノンキャンセラブル）こととなり、確定的な債務を負っていると考えられる。この点を踏まえれば、リース債務は相続税法14条１項に定める「課税時期現在において評価会社の負債で確実と認められるもの」に該当すると考えることができる[*28]。

なお、上述の平成20年４月22日裁決の対象となるリース契約は、借主の死亡等のやむを得ない理由がある場合には中途解約することできる事例であるが[*29]、この場合は確定的な債務とはいえないと示されている。

使用権資産同様、評価方法について様々な見解があることから、リース契約の金額や契約内容に応じて慎重に判断し、必要に応じて個別事案ごとに照会することが望ましいと考えられる。

㈠　オペレーティング・リースの相続税評価（新リース会計基準の影響）

今回公表された新リース会計基準等では、オペレーティング・リースの借手の会計処理が変更となり、売買処理が求められることになった。これに伴い、平成19年度税制改正同様、法人税法上の取扱いも売買処理に変更になるかどうか注目がされていたが、令和７年度税制改正大綱では、現行の賃貸借処理を維持する旨が示された。相続税の純資産価額の計算についても、オペレーティング・リースについては、原則として、賃貸借処理を前提として、引き続き資産と負債を評価しないことになると考えられる。

ただし、一概にオペレーティング・リースといってもその契約内容は多様であり、実質的に売買取引に近いものも存在するこ

*28　前出*７　386、388、520頁参照
*29　借主はその後の貸付期間に対応する貸付料の支払いを免れることとなっていることから、契約時に被相続人が貸付料の全額の支払義務を負ったと認めることはできず、相続開始日後貸付期間終了までの期間に係る債務は控除すべき債務には該当しないと示している。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

とから、一様に賃貸借処理として評価して良いものか疑問が残る。オペレーティング・リースは、ファイナンス・リース以外のリース取引と説明されるが、それはファイナンス・リース以外の多様な取引形態を含む取引を総称しているにすぎず、一つの決まった取引類型を意味するものではない。ファイナンス・リースは、「フルペイアウト」と「解約不能」の２つの条件を満たす取引をいうが、与信取引の一つとして、リース業者の瑕疵担保責任の免責その他の契約条項はファイナンス・リースと同じであり、解約不能に対するペナルティもあるものの、フルペイアウトではないために、オペレーティング・リースに分類されるリース取引も存在する。このような取引は金融的側面も大きく、ファイナンス・リースと同様に相続税法の課税対象になるとも考えられる[*30]。

ロ　貸手の評価上の取扱い

㈠　ファイナンス・リースの相続税評価（新リース会計基準の影響）

新リース会計基準により、ファイナンス・リースの貸手の会計処理から第２法が削除されたことに伴い、前述のとおり、法人税法上もリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（法法63）が廃止されるが、現行の売買処理としての取扱いは変わらない。

新リース会計基準では、ファイナンス・リースに係る貸手は、リース取引開始時に通常の売買取引に準じた会計処理により、所有権移転ファイナンス・リース取引で生じる資産はリース債権に計上し、所有権移転外ファイナンス・リース取引で生じる資産はリース投資資産に計上する（新リース会計基準46）。したがって、支払期日の到来していないリース料の額の合計額（未経過リース料）について、決算書上においてリース債権又はリース投資資産として計上されることとなる。この点、法人税法基本通達11－２－20では、法人税法上は、これらリース債権又はリース投資資産（未経過リース料）は、売掛債権等に該当することを明らかにしている。

このリース債権等の相続税法の純資産価額の計算上の取扱いは明確にはなっていないが、借手のリース料支払債務の金額と同額で評価するのが相当であると考えられる[*31]。

㈡　オペレーティング・リースの相続税評価

新リース会計基準の公表により、オペレーティング・リースの貸手の会計又は税務上の処理に変更はないことから、相続税評価についても特段影響はないと考えられる。

オペレーティング・リースの貸手は、会計上も法人税法上も通常の賃貸借処理に準じて処理を行うことから、リース物件は自社資産として計上され、賃貸収入を収入として計上することとなる。相続税法の純資産価額の計算上は、他の自社資産と同様に評価通達に従って評価するものと考えられる。

ハ　純資産価額への影響のまとめ

上記イ及びロで検討したように、純資産

[*30] 前出*７　534～535、547頁参照
[*31] 前出*７　530～531頁参照。また、ファイナンス・リースの貸手はリース物件の所有権を有するが、その価額はリース期間満了時のリース物件の見積残存価額により評価すると考えられる。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

価額についても、新リース会計基準等の公表による影響はないと考えられる。ただし、今回の改正による影響ではないが、純資産価額の評価方法は現状の評価通達では明確にはなっておらず、従来より論点になっている点には留意が必要である。そのため、引き続き、リース契約の金額や契約内容に応じて慎重に判断し、必要に応じて個別事案ごとに照会することが望ましいと考えられる。

(4) 株式等保有特定会社及び土地保有特定会社の判定への影響

株式等保有特定会社及び土地保有特定会社などの特定の評価会社に該当するかどうかの判定は、上記(3)の純資産価額の評価に用いた評価額を用いて判定する[*32]。前述(3)のとおり、新リース会計基準の適用による影響はないと考えられるが、借手においてリース資産とリース負債を評価するかどうかは従来より論点になっており、純資産価額の評価と合わせて慎重に検討する必要があると考えられる。

8 おわりに

新リース会計基準等は上場会社や大会社等に適用されるものであり、多くの中小企業は、直接的な影響はないようにも考えられる。実際に、今回の新リース会計基準等の公表を受けて、法人税法上は、オペレーティング・リースの借手の処理は賃貸借処理が継続され、ファイナンス・リースの貸手の処理の一部（延払基準）が廃止されているが、中小企業の多くは影響がない。

しかし、平成19年度税制改正では、リース会計基準改正の影響を受けて、法人税法上の所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手について、賃貸借処理から売買処理に変更されており、これにより、前述7(3)のような相続税の純資産価額の計算における論点が生じているなど、会計基準の変更が税務上の取扱いに影響を与える可能性もある。今後も、会計基準の変更が、法人税法、消費税法及び相続税法に与える影響に引き続き注視していく必要がある。

曽我部　舞
（そがべ・まい）
野村資産承継研究所 主任研究員
◆経歴　PwCあらた有限責任監査法人、株式会社KPMG FAS等を経て、現職。公認会計士・税理士
◆現職　株式会社野村資産承継研究所　主任研究員

[*32] 国税庁が公表している「取引相場のない株式（出資）の評価明細書の記載方法等」の第２表３参照

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。